

# 小値賀中学校いじめ防止基本方針



<親子ミニバレーボール大会より>

平成26年2月

策定

令和01年8月

改訂

小値賀町立小値賀中学校

# 小値賀中学校いじめ防止基本方針

## 《教育目標及び目指す生徒像》

「自分で考え、正しく判断し、最後までやり抜く生徒」を目指して

- ①求めて学ぶ生徒 ②心を高める生徒 ③たくましい生徒

### 《PTAとの連携》

PTA懇談会など様々な機会を利用して、生徒のがんばりや長所、心配なことなどをこまめに保護者に連絡したりして、日頃から保護者との信頼関係を築く。

### いじめ・不登校 対策委員会

校長、教頭、  
生徒指導主事、  
養護教諭、  
該当学年担任等

### 生徒指導情報交換会

全教職員

### 《関係機関》

- 子ども女性障害者支援センター
- 警察
- 長崎県教育センター
- 民生児童委員・主任児童委員

いじめを生まない生き生きした学校づくりに向けて、校内の指導体制の確立、家庭・地域社会との連携強化、いじめの問題を自分たちの問題と捉える子どもの自己指導能力の育成を図る。

## 《いじめの未然防止》

### 1 わかる授業づくり

生徒の主体的に取り組む態度の育成を図るために授業改善を図り、家庭や地域の方々に授業を公開するとともに、教師の適切な言動や生徒の学習規律、学力、自己有用感を高める。

### 2 道徳、特別活動、総合的な学習の時間における体験活動等の充実

特に他者とのかかわりを通して、生徒自らが人と関わることの喜びや大切さに気づき、関わり合いながらの絆づくり・居場所づくりを進める。また、人の役に立っている、認められているといった自己有用感を獲得させる。さらに、小中高一貫による人権教育の充実を図る。

### 3 生徒会活動の活性化

いじめの問題を自分たちの問題として受け止め、自分たちでできることを主体的に考えて行動できるように、諸活動や内容等を生徒たちに考えさせる。

### 4 生徒指導の充実

正しい身なり、大きな声による挨拶や返事、歌声を指導するとともに、きまりやルールを順守させる。また、早寝、早起き、朝ごはんなど、健康的な生活リズムをつくらせる。

### 5 生徒理解等のための校内研修の充実

県教育センター等の研修会への参加や、心理や福祉の専門家等を活用した校内研修を企画し、カウンセリング能力等の向上を図る。

### 6 保護者や地域との連携

PTA活動や地域行事等に積極的に参加する中で、自己の役割と責任を果たし、多くの人に支えられて生きていることや、集団の中に帰属していることを自覚するとともに、感謝の気持ちを抱かせる。

### 《いじめの早期発見》

早期発見の基本は、①生徒のささいな変化に気づくこと、②気づいた情報を確実に共有すること、③情報に基づき速やかに対応すること、である。

- |                   |                 |
|-------------------|-----------------|
| 1 生活アンケート調査の実施    | 2 子ども理解支援シートの活用 |
| 3 生活ノートの活用        | 4 教育相談の実施       |
| 5 いじめ・不登校対策委員会の実施 | 6 生徒指導情報交換会の実施  |
| 7 心の相談員の活用        | 8 相談機関等の周知      |

### 《いじめに対する措置》

いじめ・不登校対策委員会において、いじめとして対応すべき事案と判断した場合は、保護者の協力を得て、関係機関とも連携して組織的に迅速に対応する。また、被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、問題の解消と再発防止まで責任を持ち、毅然とした態度で加害生徒を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、人間性・社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことが大切である。

さらには、いじめが犯罪行為として認められる「重大な事態」として判断した場合には、教育委員会とも連絡を取り、警察署との相談または通報を行い対処する。

#### 1 いじめられた生徒及び保護者への支援

いじめられた生徒を徹底して守り通すことや秘密を守ることを被害生徒及び保護者に伝え、聞き取りやアンケート調査等により事実関係を聴取する。その際、組織的に対処することとし、一方的、一面的な解釈で対処しないこと、プライバシーを守ること、迅速に保護者に連絡すること、教育的配慮のもとでのケアや指導を行うことに留意する。

#### 2 いじめた生徒への指導及び保護者への助言

いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

いじめの状況に応じて、心理的孤立感・疎外感を与えないよう教育的配慮の下、特別の指導計画による指導（出席停止も含む）を行う。また、警察等との連携による措置も含めて毅然とした対応を行う。なお、確実な情報を迅速に保護者に伝え、継続的な助言を行う。

#### 3 いじめが起きた集団への働きかけ

はやし立てたり面白がったりする存在の「観衆」や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」に対して、自分の問題として捉えさせるために、臨時の学級会や集会等を開催し、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせる。また、いじめを抑止する「仲裁者」となるとともに、誰かに相談する勇気を持つよう指導する。

#### 4 解決に向けた指導・援助と継続的な指導

いじめの解決に向けた指導を組織的に行い、いじめが解消したとみられる場合でも、継続して十分な注意を払い観察し、折に触れて必要な指導を行う。

#### 5 ネット上のいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直に削除する措置をとる。また、必要に応じ、警察や法務局または地方法務局等と適切な連携を図る。

《年間計画》

4月	学校いじめ防止基本方針の確認 ホームページ上での公開	<p>&lt;学校諸会議等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○生徒指導情報交換会</li> <li>○いじめ・不登校対策委員会</li> <li>○学校いじめ・不登校対策委員会 (※学校支援委員会時に開催)</li> <li>○生活アンケート「ぼくの声・わたしの声」</li> <li>○子ども理解支援シート</li> </ul> <p>&lt;生徒会活動&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○厚生部</li> </ul> <p>&lt;PTA活動&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○親子ボランティア</li> <li>○親子スポーツ大会</li> </ul> <p>&lt;地域行事への参加&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○じげもん祭り</li> <li>○町民運動会</li> <li>○おくんち</li> <li>○町文化祭</li> <li>○少年の主張大会</li> <li>○産業まつり</li> <li>○クリスマス会</li> <li>○出初式</li> <li>○町音楽祭</li> </ul> <p>&lt;小中高一貫による学習&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○中高合同体育祭</li> <li>○アジ蒲鉾づくり</li> <li>○合同学習</li> <li>○小中ロードレース大会 等々</li> </ul> <p>異年齢集団による学習や体験学習を実施</p>
5月	PTA総会での説明・確認	
6月	学校いじめ・不登校対策委員会 教育相談 生き方講演会(中2)	
7月	長崎っ子の心を見つめる教育週間 ボランティア体験学習(中1) 公開授業ウィークス	
8月		
9月		
10月	教育相談・個別面談 小中高一貫による人権教育 小中高一貫による心の教育講演会 (中2・3、高校生) 食育講演会(中1) 郷土料理教室(中2) 保育実習(中3)	
11月	教育相談(中1・2) 三者面談(中3) 研究授業ウィークス	
12月	性にかかわる講演会(命の教育)	
1月	教育相談	
2月	学校いじめ・不登校対策委員会 PTA総会での説明・評価	
3月	小中高生徒指導情報交換会	

## 《組織的な対応イメージ》

### ① いじめの予防

- 「いじめ対策ハンドブック」、「いじめのない学校・学級づくり実践資料集」等の活用による教職員の対応力の向上
- 人権意識と生命尊重の態度の育成
- 「長崎っ子の心を見つめる教育週間」等による道徳教育などの充実
- 生徒会活動を通じた自己指導能力の育成
- 生徒の「規範意識」「思いやり」の育成
- 家庭・地域・関係機関との連携強化



### ② いじめの情報



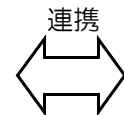
### ③ 情報の収集

- 教職員、生徒、保護者、地域住民、その他から「いじめ・不登校対策委員会」に情報を集める。



### ④ 指導・支援体制の組織化

- 「いじめ・不登校対策委員会」で指導・支援体制を組む  
(学級担任、養護教諭、生徒指導担当教員、管理職などで役割を分担)



関係機関



#### ⑤-A 生徒への指導・支援

- いじめられた生徒にとって信頼できる人と連携し、寄り添い支える体制を作る。
- いじめた生徒には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む。
- いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることができなくても、誰かに知らせる勇気を持つように伝える。

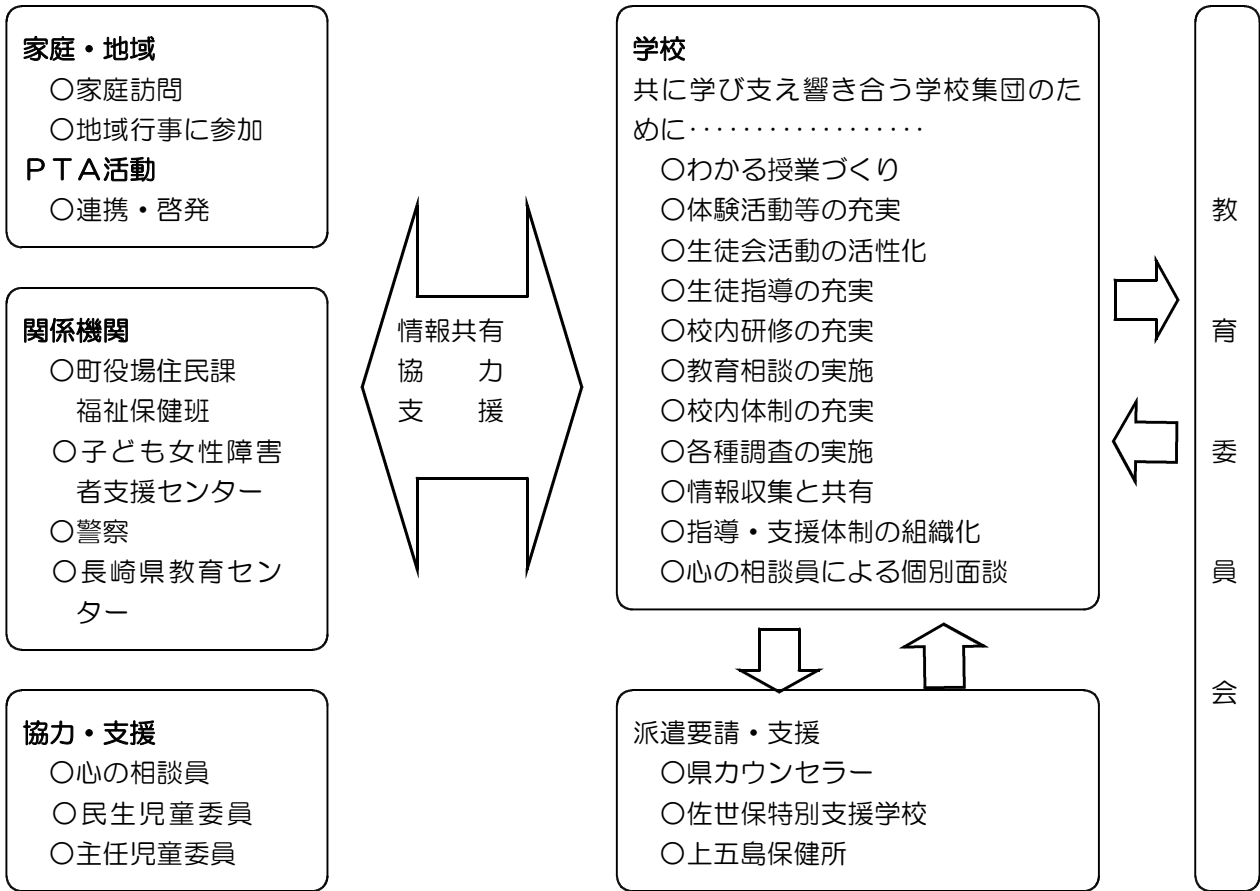


#### ⑤-B 保護者との連携

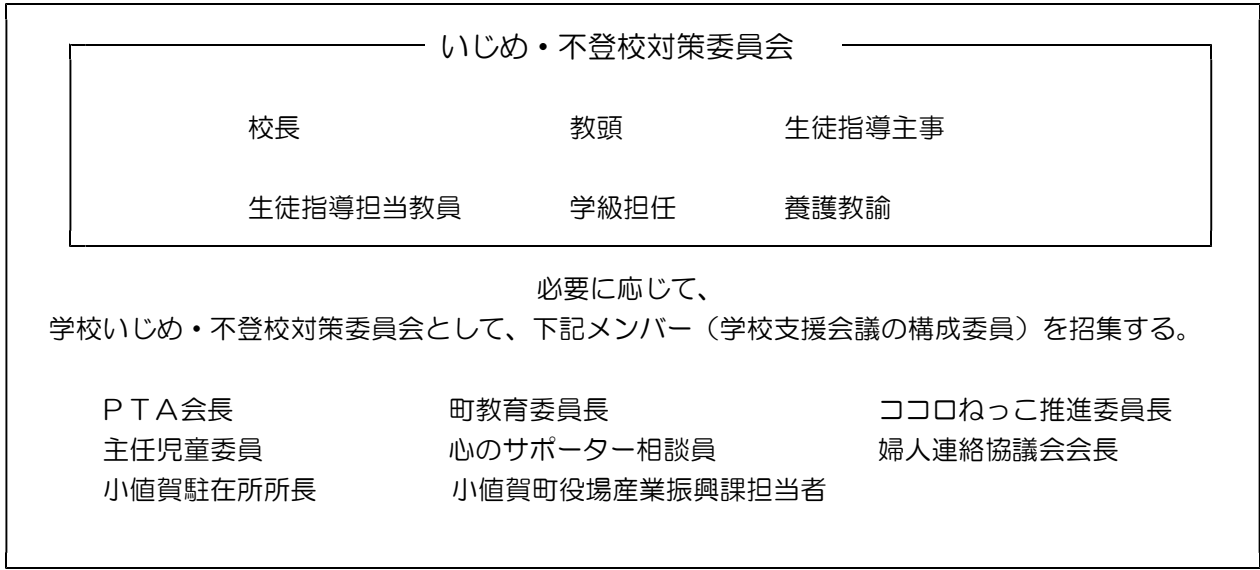
- つながりのある教職員を中心に、即日、関係生徒（加害、被害とも）の家庭訪問等を行い、事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。

※随時、指導・支援体制に修正を加え、組織でより適切に対応する。※常に状況把握に努める

○いじめ防止のための校内体制と関係機関との連携



**いじめをなくし、思いやりのある心を育てる**  
 求めて学ぶ生徒      心を高める生徒      たくましい生徒



※ 重大な事態と判断した場合は、町教育委員会と連絡し、関係機関からの協力・支援を依頼する。